

すかがわ統計月報 8年5月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和8年3月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.34倍(対前年同月比0.01ポイント上昇、対前月比0.19ポイント上昇)

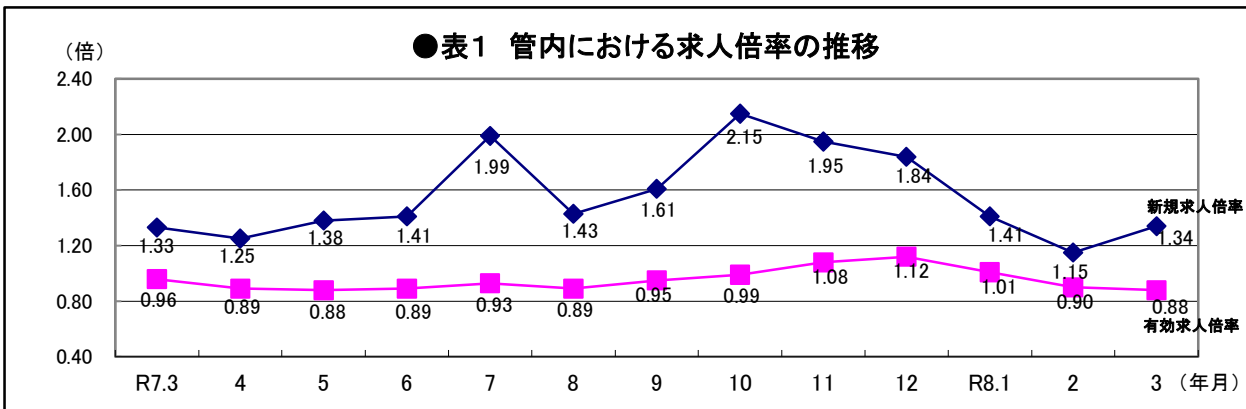
3月の新たな求職申込みは506件、求人申込みは679人分でした。
 これは、1件の求職申込みに対し1.34人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができます。

■有効求人倍率 0.88倍(対前年同月比0.08ポイント低下、対前月比0.02ポイント低下)

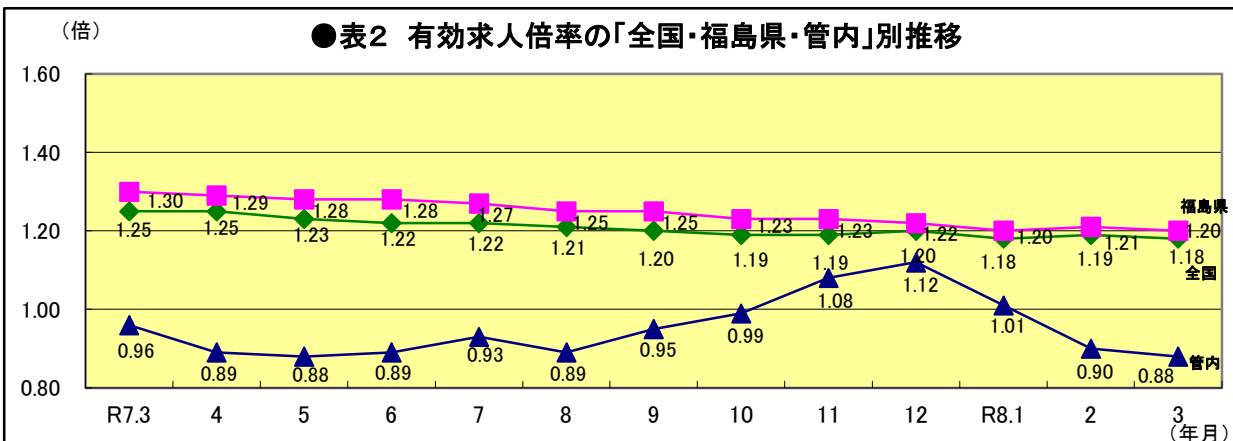
1月から引き続き求職している方と3月に新たに求職申込みした方の合計が2,203人であったのに対し、1月から引き続き有効中の求人と3月に新たに申し込まれた求人の合計は1,931人でした。
 これは、1人の求職者に対し0.88人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



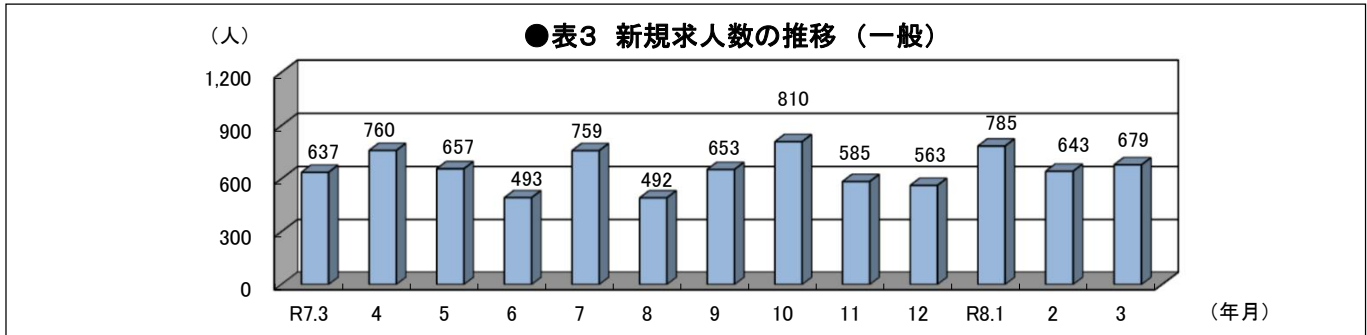
■有効求人倍率 【全国】1.18倍(対前年同月比0.07ポイント低下、対前月比0.01ポイント低下)
 【福島県】1.20倍(対前年同月比0.1ポイント低下、対前月比0.01ポイント低下)
 【管内】0.88倍(対前年同月比0.08ポイント低下、対前月比0.02ポイント低下)

※なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



求人

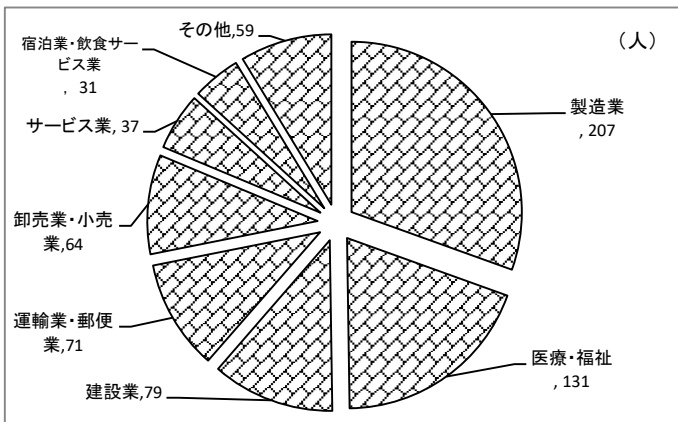
■新規求人数 679人(対前年同月比6.6%増、対前月比5.6%増)(表3)



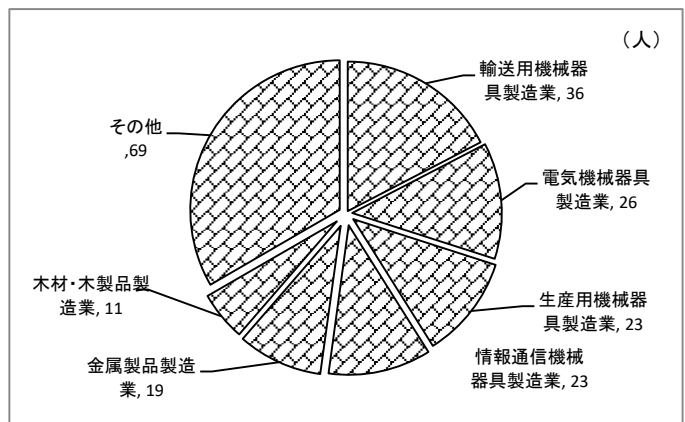
3月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が207人と最も多く、全体の30.5%を占めており、次いで医療・福祉、建設業、運輸業・郵便業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、輸送用機械器具製造業が36人と最も多く、製造業全体の17.4%を占めており、次いで電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業となっています。(表5)

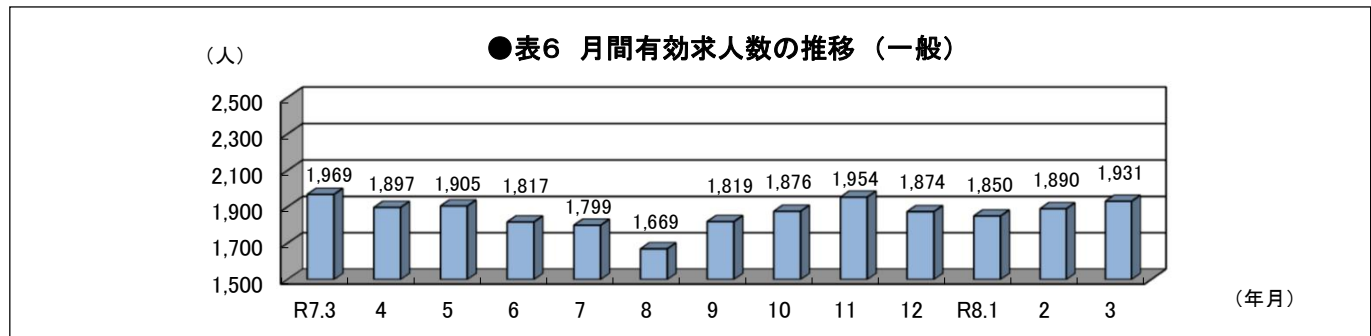
●表4 新規求人数の産業別内訳(3月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(3月)

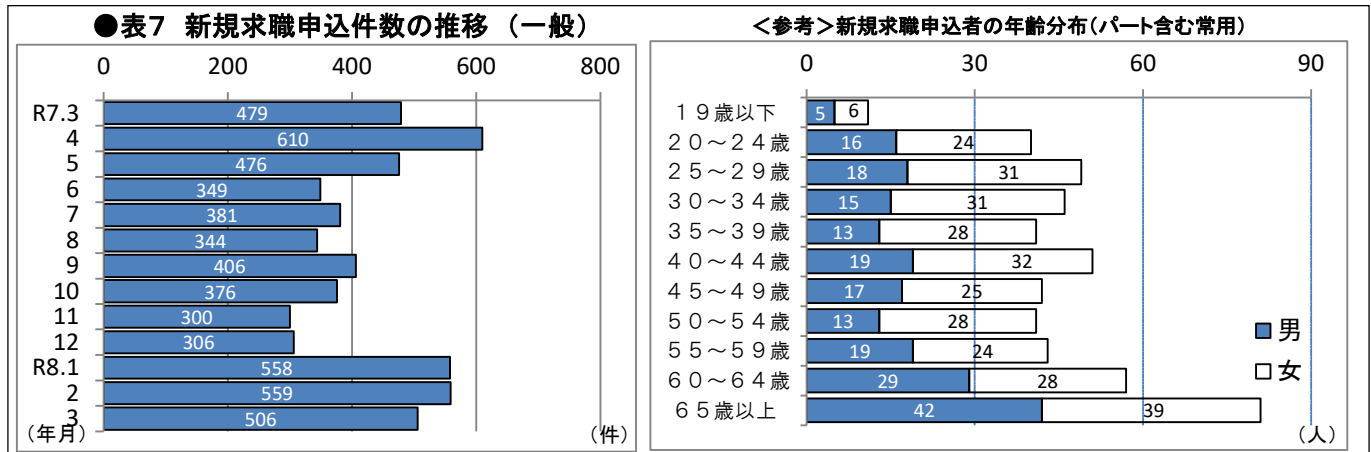


■月間有効求人数 1,931人(対前年同月比1.9%減、対前月比2.2%増)(表6)

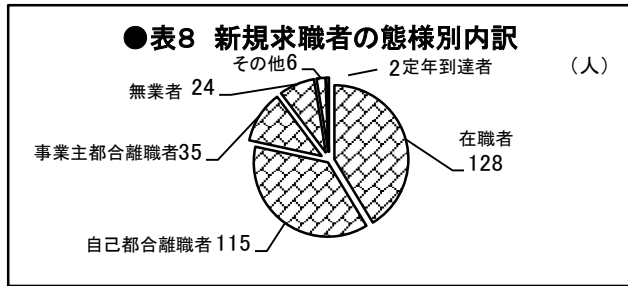


求職

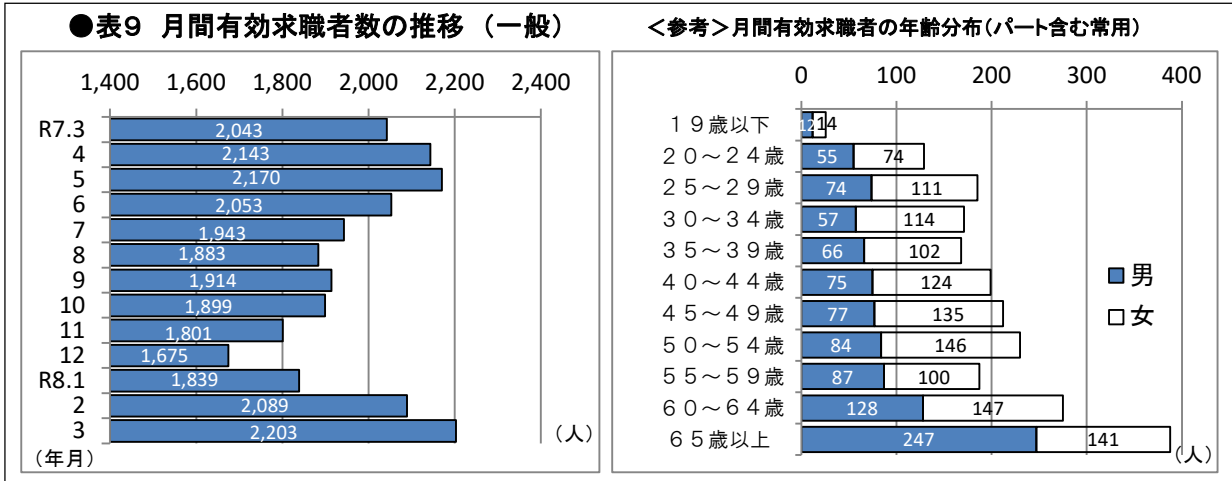
■新規求職申込件数 506件(対前年同月比5.6%増、対前月比9.5%減)(表7)



3月の新規求職申込件数310件(パートを除く常用)を態様別に見ると、在職者が128人と最も多く、全体の41.3%を占めており、次いで自己都合離職者(同37.1%)、事業主都合離職者(同11.3%)、無業者(同7.7%)、その他(同1.9%)となっています。(表8)



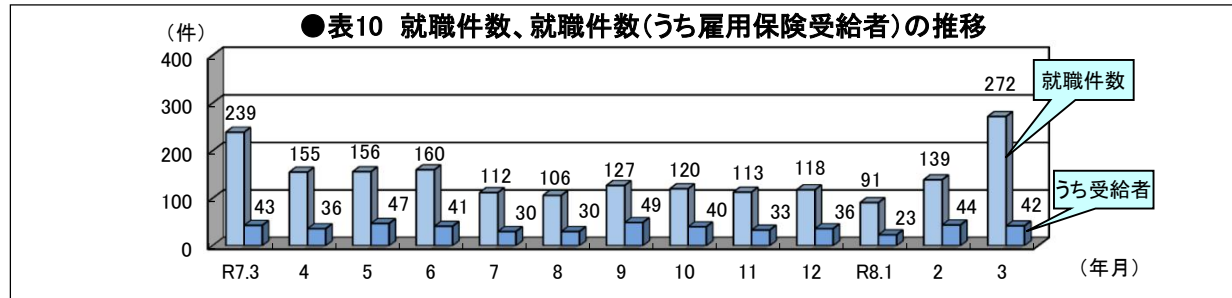
■月間有効求職者数 2,203人(対前年同月比7.8%増、対前月比5.5%増) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

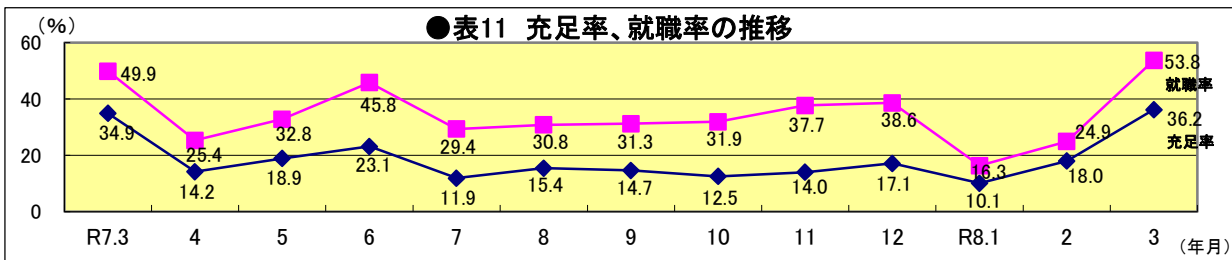
■就職件数 272件(対前年同月比13.8%増、対前月比95.7%増)
 ■就職件数のうち保険受給者 42件(対前年同月比2.3%減、対前月比4.5%減)(表10)



充足率、就職率

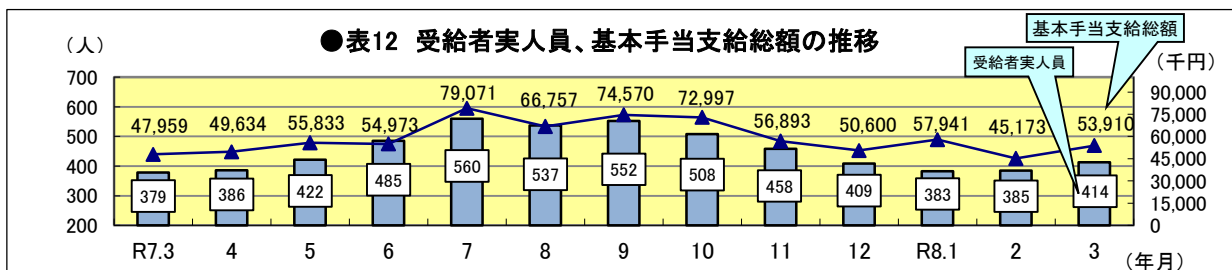
■充足率 36.2%(対前年同月比1.3ポイント上昇、対前月比18.2ポイント上昇)
 ■就職率 53.8%(対前年同月比3.9ポイント上昇、対前月比28.9ポイント上昇)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 414人(対前年同月比9.2%増、対前月比7.5%増)
 ■雇用保険基本手当支給総額 53,910千円(対前年同月比12.4%増、対前月比19.3%増)(表12)



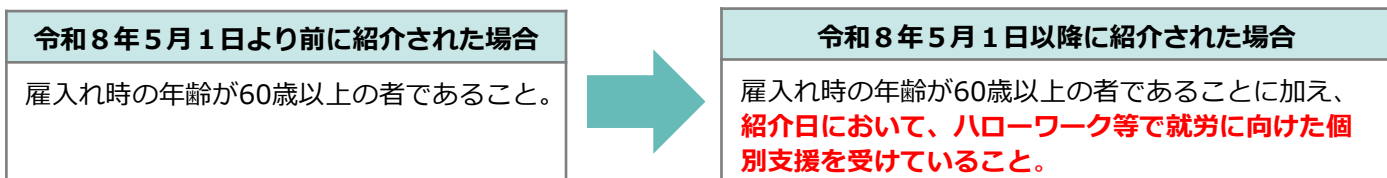
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内 高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を 雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

令和8年5月1日以降の紹介より、高年齢者（60歳以上）の要件を見直します



採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者 など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）×2期 短時間：20万円（15万円）×2期
② 身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円×6期（33万円※×3期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期） <small>※第3期は34万円</small>

()内は大企業に対する支給額

- 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- 採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ①の区分では他に「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「アイヌの人々」などが対象となります。
- トライアル雇用助成金を活用し雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者及び障害者）をトライアル雇用終了後も引き続き継続して雇用する場合、本助成金の一部を受給できる場合があります。

助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※ 雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。